

「指定障害者支援施設 生活介護事業所サービス利用契約」

重要事項説明書

当事業所では、「生活介護」ならびに「施設入所支援」を提供します。
当サービスの利用は、原則として障害者総合支援法における当該自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	1
2. 利用事業所	1
3. サービスに係る設備等の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	5
6. 施設生活について	1 1
7. 禁止行為事項について	1 3
8. 感染症対策等、衛生管理について	1 3
9. 苦情の受付及び虐待防止について	1 4
10. 身体拘束の対応について	1 4
11. 地域との連携について	1 4
12. 緊急時の対応方法	1 5
13. 転落、転倒等の対応について	1 5
14. 非常災害対策	1 5
15. 防犯対策	1 5
16. 業務継続計画の策定等	1 5
17. 利用者の記録や情報の管理、開示について	1 6
18. 第三者交渉権について	1 6
19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	1 6

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター

伊東の丘いずみ

当事業所は静岡県の指定を受けています。

(指定 第 2210400053 号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
所在地	〒410-2507 静岡県伊豆市冷川1523-108
電話番号	0558-83-2111（代）
代表者氏名	理事長 野中 康

2. 利用事業所

事業所の種類	2012年4月1日指定 静岡県2210400053号	
事業所の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ	
	生活介護事業	施設入所支援
主たる対象者	身体障害者	
施設の所在地と 連絡先	〒414-0055 静岡県伊東市岡1349-3	
	0557-36-6375（代）	
管理者	笹原 奈緒子	
サービス管理責任者	・八木澤 力 ・古澤 裕子	
施設の目的及び運営の 方針	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保する事を目的とし、利用者の自立した社会活動への参加を促進するために必要な支援を行います。（運営規程参照）	
施設の開設年月日	2012年4月1日	
定員	生活介護	40名
	施設入所支援	40名

*日中の利用（生活介護事業）と、夜間の利用（施設入所支援）は、同一事業所に限定されません。利用者が、相談支援事業者や市町村等に相談をし、日中と夜間のサービスをそれぞれ別の事業所で利用することも可能です。

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（トイレ付）	16室	面積：18.90㎡（一部部屋を除く）
個室（トイレ無）	24室	面積：18.90㎡（一部部屋を除く）
合計	40室	

*利用者の心身の状況や居室の空き状況により、居室を決定いたします。

*個室（トイレ付）は、別途定める規約に基づいて室料を納めていただきます。

(2) 居室以外の施設・設備の概要

施設・設備の種類	数等
リビングルーム	4室(機能訓練エリアを含む)
食堂	2室
浴室	1室
洗面所、便所	洗面所4カ所 便所18カ所
相談室	2室
トレーニングルーム	1室
防火設備等	火災報知器、スプリンクラー、消火器及び散水栓等
その他の設備等	防犯カメラ

*当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」ならびに「施設入所支援」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他施設・設備をご利用いただく際に、施設備品を破損させた場合は弁償していただきますのでご注意ください。

（老朽化等により、通常利用した場合での破損はこれにあたりません。）

4. 職員の配置状況

職員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」と「施設入所支援」を提供する者として、次項に表記の職種の職員を配置しています。

【生活介護】

＜主な職員の配置状況＞

職 種	指定基準（常勤換算数※）	生活介護事業
施設長（管理者）	1名	1名（兼務）
サービス管理責任者	1名	1名以上
医師	必要数	1名（兼務）
看護職員 （保健師、看護師、准看護師）	生活介護事業合計 14名以上	1名以上
生活支援員		12名以上
理学療法士／作業療法士 （機能訓練指導員）		1名以上
管理栄養士若しくは栄養士	必要数	1名（兼務）

※常勤換算とは：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（例：週 38.75 時間）で除した数です。

【例】

1日 7.75 時間、週 5 日勤務の職員（1 週間で 38.75 時間勤務）が 5 名いた場合、常勤換算では、5 名（7.75 時間×5 日×5 名÷38.75 時間＝5 名）となります。

《専門的な支援等に係る職員の配置状況》

職 種	
1. 生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員 （生活支援員、看護師、理学療法士、作業療法士）	<p>①当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制(1.5：1)でより質の高いサービス提供に努めております。</p> <p>②当事業所では、「生活支援員」として常勤で配置している職員のうち 35%以上が社会福祉士や介護福祉士であり専門的なサービス提供に努めております。</p> <p>③当事業所では、看護職員を常勤換算で3名以上配置し、手厚い看護に努めております。</p>
2. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師(機能訓練を実施する医師)	当事業所では、理学療法士等により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいたリハビリテーションを提供しております。

【施設入所支援】

＜主な職員の配置状況＞

職 種	指定基準（常勤換算）	施設入所支援
施設長（管理者）	1名	1名(兼務)
サービス管理責任者	1名	1名
生活支援員	1名	1名

《専門的な支援等に係る職員の配置状況》

職 種	
生活支援員（夜勤職員）	当事業所では、指定基準上求められる職員の配置を上回る、夜勤職員2人の体制でより安心・安全な夜間のサービス提供に努めております。
管理栄養士・栄養士	<p>①当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、管理栄養士による栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めています。</p> <p>②療養食の提供 利用者の状況にあわせ、医師の指示に基づき「療養食」の提供を行うことができます。</p> <p>③経口での食事の摂取の維持等 経管による食事から経口での食事への移行や誤嚥のある場合の経口での食事の継続のためのサービスの提供を行い、利用者の摂食機能障害の改善や摂食機能の維持に努めております。</p>

《主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における人員）》

職種	生活介護事業	施設入所支援
	日中 (8:25~17:10)	夜間 (17:10~翌朝9:00)
1. 管理者	1名	
2. サービス管理責任者	1名	
3. 生活支援員	8名	2名
4. リハビリ職員	1名	
5. 看護職員 (保健師、看護師、准看護師)	2名	オンコール体制

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|----------------------------------------------------------|
| ①介護給付費等から給付されるサービス
②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕 |
|----------------------------------------------------------|

（1）当事業所が提供するサービスと利用料金

次項に表示のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払い頂きます（定率負担または利用者負担額といえます）。詳しくは別紙1、サービス利用料金（1日あたり）表をご参照ください。

ただし、負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払い※の場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです。

《サービスの概要》

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で協議された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画書」の写しは、利用者に交付いたします。

障害者支援施設におけるサービス提供の内容（「生活介護事業」並びに「施設入所支援」）

介護	<ul style="list-style-type: none">適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じた自立支援や日常生活の充実のための介護等を提供します。排泄の自立に必要な援助やおむつの交換を行います。離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。週2回の入浴または清拭を行います。利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立した清潔保持を目指します。入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。一日の流れや入浴時間等につきましては、後述日課表をご覧ください。次項に記載の日課の他に、年に2回程度の外出支援と、季節行事、利用者の余暇活動に係る支援も提供します。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士等が利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた、安全で快適な生活環境の整備や適切な車椅子や補装具使用の提案、リハビリテーション（身体機能、精神機能の定期的な評価や生活機能の維持向上を図るための運動機会）を提供します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上で行います。 嘱託医師による診察・治療⇒診察日 週1回 <p>*利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。 （一部医療費を、ご負担いただきます）</p> <p>【協力医療機関】 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター （リハビリテーション科、内科、整形外科、脳外科、歯科） 住所：伊豆市冷川 1523-108 電話：0558-83-2111（代）</p> <p>*協力医療機関以外の遠方の病院等での受診、利用者の希望による個人的な外来受診等については、ご家族での対応をお願いいたします。 また、家族等の対応が困難な場合で、職員が付き添い等を行った場合は別紙介護給付費等外サービス説明書に記載されている金額を徴収します。</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。 また、利用者や家族に対し、適切な相談対応・助言・援助等を行い、常に連携をはかります。
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を適切な時間に提供します。 食事の提供にあたっては、『4. 従業員の配置状況・その他、《専門的な支援等に係る従業員の配置状況》』に記載のとおり、「療養食の提供」、「栄養ケア計画に基づく食事の提供」、「経口での食事の摂取の維持等」の専門的な支援を行います。 当事業所の食事時間は次のとおりです。 <p>朝食(7：45～8：25) 昼食(11：30～12：10) 夕食(17：10～17：50)</p>

口腔衛生	<ul style="list-style-type: none"> • 歯科医師等の指示を受けた歯科衛生士が施設職員に対する口腔ケアの技術的助言を行います。また歯科医師等の指示を受けた歯科衛生士が必要時に口腔ケアを実施し、施設職員へ口腔ケアに関する技術的助言や指導及び相談を行います
生産活動	<ul style="list-style-type: none"> • 日中活動（生活介護事業）として利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、個別支援計画書の内容に沿った生産活動の機会を提供します。 • <<工賃の支払い>> 生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産活動に従事している利用者へ支払います
送迎サービス	<p>（日中生活介護事業のみをご利用の方が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> • サービスの実施地域は伊東市内ですが所在地によりご希望に添える場合もありますのでご相談ください。 • 事業所の都合により送迎が行えない場合でも、家族の送迎により利用することも可能です。 <p>*地震等災害注意報等発令時の送迎及びサービス実施の対応について、安全にサービス利用をしていただきたい観点から、以下の通り対応いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 送迎車運行時に災害に直面した或いは警戒宣言が発令された際には、直ちに運行を中止し、安全が確保されるまでその場で待機した後、当事業所の災害時対応行動指針に則った対応をいたします。 （別紙3参照） • また、伊東市内で原則震度 6 弱の地震が観測された場合は「施設閉所」となります。 <p>*送迎サービス対象者は、原則利用者のみとしますが、やむを得ない事情によりご家族も乗車を希望する場合は、別紙内規に基づきご相談に応じます。</p>

日課（予定）

時間	月	火	水	木	金	土	日
6:00			起	床			
6:30			巡	回			
7:45			朝	食			
			洗	面			
9:00			巡	回			
9:30	日中活動(グループリハ・リハビリ・創作・趣味活動)					自由時間	
	入 浴(月 ・ 火 ・ 木 ・ 金)						
			休	憩(水分補給)			
10:00	日中活動(グループリハ・リハビリ・創作・趣味活動)					自由時間	
	入 浴(月 ・ 火 ・ 木 ・ 金)						
11:30			昼	食			
			洗	面			
13:00			巡	回			
13:30	日中活動(グループリハ・リハビリ・創作・趣味活動)					自由時間	
	入 浴(月 ・ 火 ・ 木 ・ 金)						
			休	憩(水分補給)			
	日中活動(グループリハ・リハビリ・創作・趣味活動)					自由時間	
	入 浴(月 ・ 火 ・ 木 ・ 金)						
16:00			巡	回			
17:10			夕	食			
			洗	面			
19:00			自 由 時 間				
			就	寝			
21:00			巡 回 ・ 消 灯				

※入浴につきましては、利用者ひとりにつき週に2回の提供となっております。

上記日課の中で、必要に応じて適宜介護を提供しております。

〔利用者が入院等された場合の対応について〕

当事業所を利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合、または外泊時の対応は以下の通りです。（契約書第14条、第15条）

また、この入院・外泊の期間中、利用者の同意をいただいたうえで、居室を当事業所が実施する短期入所等のサービスに活用することがございます。

*利用者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りとなります。

*利用者が、入院又は外泊中は1日当たり200円の光熱水費をご負担いただきます。

内容	入院・外泊に出発した日及び事業所に戻った日	入院・外泊に出発した翌日から8日以内	入院・外泊に出発した翌日から9日～82日
1. サービス利用料金	通常のご利用料金	3,200円	1,910円
2. うち介護給付費等から給付される金額		2,880円	1,719円
3. 自己負担額（1－2）		320円	191円

なお入院期間が90日を超えた場合に、被服等の準備や利用者の相談支援などを行った際には、入院期間や支援の回数に応じて月に1回を限度に下記の利用をご負担いただきます。

- 当該月に90日を超える入院の期間が4日未満または支援が1回の場合…… 561円
- 当該月に90日を超える入院の期間が4日以上かつ支援が2回以上の場合…1,122円

*3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合がありますので、ご了承ください。（契約書第13条）

〔生活介護サービス等を利用されなかった場合の対応について〕

*通所による（施設入所支援を利用しない）利用者が、何らかの理由で生活介護サービス利用を取り消す際に、その連絡が2営業日前、1営業日前、または当日の連絡であった場合には、1か月に4回を限度として以下の料金をご負担いただきます。その場合、利用者またはそのご家族等と連絡調整その他の相談援助を行います。

その場合にお支払いいただく1日あたりの料金は下記のとおりです（契約書第16条）

電話等による相談・支援（月4回まで）

内容	欠席時の対応＜電話等＞
1. サービス利用料金	月4回を限度として、1回あたり 940円
2. うち、介護給付費等から給付される金額	846円
3. 自己負担額（1－2）	94円

〔サービス利用を取り消し（キャンセル）した場合の食費について〕（契約書第 17 条）

*入所利用者が、外出や外泊等によりサービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用を予定していた日の3日前の正午までに当事業所までお申し出ください。
 なお、サービス利用日の3日前の正午までに申し出がない場合は食費の原材料費相当額をご負担いただきます。

*通所での利用の方は当日 8：30 までにお申し出ください。

時刻を過ぎた場合、昼食を申し込んでいた際は食費 650 円をご負担いただきます。

食事キャンセル料(食費の原材料費相当額) 1 日あたり	1,625 円（入所） 650 円（通所）
-----------------------------	--------------------------

《利用料などの利用者負担の軽減があります》

〔利用者負担に関する月額上限について〕

月ごとの利用者負担額には上限があります。障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、1 か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般 1	市町村民税課税世帯（収入が概ね 600 万円以下の世帯。 詳細は市町にお問い合わせください）	9,300 円
一般 2	上記以外（詳細は市町にお問い合わせください）	37,200 円

〔食費等実費負担の軽減について〕

食費・光熱水費についても世帯所得に応じて軽減措置があります。サービス利用開始時に市町村より発行される受給者証に補足給付（特定障害者特別給付）額として軽減額が記載してありますので、ご確認ください。

※負担上限額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

〔食費等実費負担の軽減について〕

施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置は以下のとおりです。

＜施設入所支援を利用する場合＞

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円（障害基礎年金 1 級受給者、60～64 歳の方、65 歳以上で施設入所支援に合わせ生活介護を利用する方は 28,000 円）が残るように補足給付が行われます。就労収入がある場合、

24,000 円までは全額、24,000 円を超える場合は超えた額の 30%と 24,000 円を合わせた額が控除されます。つまり、就労収入が 24,000 円までは、食費等の負担は生じないこととなります。

<20 歳未満で施設入所支援を利用する場合>

20 歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費 25,000 円を含めて生活保護世帯、低所得世帯、一般世帯（市町村民税所得割 160,000 円未満世帯）で 50,000 円、一般世帯（市町村民税所得割 100,000 円以上世帯）で 79,000 円）となるように補足給付が行われます。さらに 18 歳未満の場合には、教育費相当分として 9,000 円が加算されます。

(2) (1) 以外のサービス

介護給付費等の給付対象とならないサービスの提供をご希望される場合には、別紙 2 介護給付費等外サービス利用説明書の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、ご説明します。

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算しご請求します。

翌月 21 日に、原則金融機関口座からの自動引き落としでのお支払いとなります。

ご利用可能金融機関口座：静岡県内農協口座

その他やむを得ない場合等のお支払い方法につきましては下記のとおりとなります。

- 1、窓口での現金でのお支払い
- 2、指定口座へのお振込 ※お振込み口座につきましては請求書をご確認ください。

6. 施設生活について

(1) 洗濯

自身にて行う場合は施設の備え付けの設備を 6:30 から 20:30 の間にご利用いただけます。ランドリーサービスもご利用いただけます。

(2) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業所がその可否を決定します。また利用者の心身状況により居室を変更する場合があります。

またトイレ付個室の利用に際しましては日額 300 円を実費でご負担いただきます。

(3) 禁煙

中伊豆リハビリテーションセンター建物及び敷地内につきましては、健康増進法第 25 条規程事項及び、健康管理支援の観点から、2010 年 6 月 1 日より全面禁煙となって

おります。ご協力をお願いします。

※ 喫煙の禁止について、喫煙にはノンニコチンの電子タバコ・加熱式タバコ・その他喫煙を連想させる行為のすべてを含みます。

(4) 外出・外泊（緊急の場合はこの限りではありません）

外出の際は、「外出届け」を当日の午前8：30までに記入し届け出てください。

外泊の際は、「外泊届・食事届」を記入し、3日前の正午までに届けてください。緊急の場合はこの限りではありません。

外泊出発時や帰着時には職員へ声をお掛けください。帰着が遅くなる場合や、日程変更のある場合は、早めに連絡をしてください。尚、外泊・外出時は「身分証明書」の携帯をお願いします。外泊中に事故や急病となった場合は外泊中に受診を行い事業所へご連絡及びご報告ください。

※感染症の蔓延や自然災害の発生等により、外出、外泊の制限や方法の変更をする場合があります

(5) 面会

8時30分～20時までをお願いします。

面会に来られた方は、防災・防犯・安全管理上の観点から「面会者票」に住所・氏名等をご記入をお願いいたします。尚、当センターには面会者の宿泊施設はありません。

※感染症の蔓延や自然災害発生等により面会の制限や方法の変更をする場合があります

(6) 電話の取扱い

外部への連絡は、原則として公衆電話や携帯電話をご利用ください。公衆電話を利用する事が困難な場合は、内線電話の通話もできます。家族等外部からの電話の取次は8：30～17：00です。緊急の場合はこの限りではありません。

(7) 居室でのインターネット、ケーブルテレビ等の利用

インターネット等を利用される場合は、ご自身での契約を前提とし利用にかかる料金等はご自身で負担していただきますので、ご利用の際は職員にご相談ください。またインターネットやパソコンをご利用する際の設定やトラブル等への対応はいたしません。

テレビを自室でご覧になりたい場合は、施設所在地は難視聴区域のためケーブルテレビ契約が必要となり、利用料金はご本人負担となります。

(8) 備品の貸し出しについて

介護等に必要の備品等の貸し出しを行いますが、長期的且つ継続的に個人で使用される医療器具や介護に必要な備品等は、ご購入いただく場合があります。

(9) 保健と衛生

身体に不調を覚えた時は、遠慮せず職員に申し出てください。

医務室では、健康についての相談を受け付けています。

(10) 金銭の管理について

金銭の自己管理が難しい方について、事業所の金銭管理サービスをご利用いただく事が可能です。その場合、別紙「介護給付費等外または訓練給付費外サービス説明書」に則り、ひと月3,000円申し受けます。ご希望の方には「利用者預かり金管理規程」を提示します。また自身にて金銭管理を行う場合は、金銭及び金品などは自己の責任で保管・管理してください。紛失などの責任は施設では負いかねます。

(11) 私有物の持ち込み

危険物の持込はご遠慮ください。判断に迷う場合はご相談ください。

電化製品等使用の場合は、「電気器具使用届け」を提出していただきます。事故や火傷の原因となる可能性がある場合、持ち込みや使用制限をさせていただく場合があります。

各自の貴重品類を含む私物は自己の責任で保管・管理をしてください。破損や紛失の責任は負いかねます。私物には必要に応じて名前の記入をお願いします。

(12) 飲酒及び飲酒に類する行為

*「飲酒に類する行為」とは、ノンアルコールビールなど、酒でなくても酒を連想させる飲料を飲むことを言います。

飲酒については以下の条件を全て満たす場合に限り可能としております。希望される方は、「施設内飲酒届」を提出してください。

- ①健康上問題がないことの医師の判断
- ②他人に迷惑をかけないこと
- ③生活上支障がないこと
- ④家族や保証人、後見人となる人からの禁忌がないこと
- ⑤時間については、夕食後～20：30
- ⑥場所については、居室

(13) 郵便物の取扱い

郵便物の宛先および差出人のご住所には、農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみの住所の他に居室番号等を明記してください。

例) 〒414 - 0055 伊東市岡1349-3

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ
201号室 山田太郎

7. 禁止行為事項について（契約書第13条第六項参照）

- (1) ルールを逸脱した飲酒行為
- (2) ルールを逸脱した外出・外泊行為
- (3) 喫煙および喫煙に類する行為
- (4) 賭博行為
- (5) 金銭等の貸借行為
- (6) 暴力行為
- (7) ハラスメント行為
- (8) その他危険行為

8. 感染症対策等、衛生管理について（契約書第8条第一項参照）

事業所は、利用者の使用する設備または飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

事業所は、当事業所において感染症または食中毒が発生または、まん延しないように、事業所における感染症・食中毒の予防、まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、事業所における感染症・食中毒の予防およびまん延防止のための指針を整備し、必要な措置を講じます。

9. 苦情の受付及び虐待防止について（契約書第7条 4.5項参照）

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受けられます。

苦情解決責任者 1名

苦情受付担当者 若干名

担当者名については、別紙4-1（1）参照

第三者委員 別紙4-1（2）参照

苦情受付は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けています。

また、第三者委員への連絡については、職員がご案内します。

(2) 苦情解決、回答

苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意をもって話し合い、解決に務め文書にて回答します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所で解決できない苦情は、外部機関に申し立てることができます。

相談機関は、別紙4-1（3）参照

(4) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止委員会 委員長 1名

委員 若干名（委員名については別紙4-2項参照）

10. 身体拘束の対応について（契約書第8条第6項参照）

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、当事業所の身体拘束対応マニュアルに基づいて、別紙説明書に同意していただいた後、身体拘束等の行動制限をすることがあります。

事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様および利用者の状況、ならびにその他必要な事項を記録します。

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、責任者を設置しサービス提供職員に身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

事業所は身体拘束等の適正化のための指針を整備し、必要な措置を講じます。

11. 地域との連携について（契約書代8条第7項参照）

地域の関係者等により構成される地域連携推進会議（苦情解決等第三者委員報告会が兼ねる）を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会等を設けます。

12. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、センター医師の判断により他の医療機関へ救急搬送する等必要な処置を講ずる場合があるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたしますので別紙「緊急連絡先」に必要な事項を記載してください。

13. 転落、転倒等の対応について

転落、転倒については予防策を実施いたしますが、予期せぬ出来事により怪我を負った場合は適切な対応を取ったうえご家族に早急にご連絡いたします。

如何なる場合においても、事故等があった場合は外傷・痛みの有無に関わらず必ず申し出てください。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。(契約書第9条)

※本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損保ジャパン

保険名：「しせつの損害補償」

14. 非常災害対策

災害時対応……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘災害時対応行動指針により対処します。

防災設備……………消防法に定める各種防災設備は完備しています。

防災訓練……………月に1度、防災訓練を行いますのでご協力ください。

防災責任者……………防火管理者

15. 防犯対策

有事対応……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いすみ防犯対策マニュアルの行動指針により対処します。

防犯設備……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘防犯対策マニュアルに定める各種防犯設備や備品を完備しています。

防犯訓練……………中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いすみ防災・防犯委員会の定める日程にて行っております。

防犯責任者……………安全管理責任者

※中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いすみ防犯対策マニュアルに定める者

16. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下『業務継続計画』という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対し、業務継続計画について必要な研修および訓練を定期的を実施します。

17. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第7項参照）

事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- 個別支援計画
- サービス提供の具体的な内容
- やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- 利用者からの苦情の内容
- 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から永久保存です。
- ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、8：30～17：00です。
事業所職員へお申し出ください。

18. 第三者交渉権について（契約書特約事項）

（1）依頼窓口

当事業所における第三者交渉権の依頼は、次の窓口で受け付けます。

窓口：施設長及び担当委員

（2）第三者交渉権の契約・交渉について

第三者との交渉は、弁護士等を含む専門家と契約していただきます。

したがって、交渉権は契約者にゆだねられ、当事業所の職員は案件内容等により適切と思われる弁護士、専門家等を紹介するまでとさせていただきます。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
実施した直近の年月日	平成30年3月22日
実施した評価機関の名称	静岡県社会福祉協議会
評価結果の開示状況	静岡県社会福祉協議会 等 ホームページ掲載

20 年 月 日

指定障害者支援施設に関するサービス（生活介護及び施設入所支援）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ
説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス（生活介護及び施設入所支援）の提供及び利用の開始に同意しました。

立会人住所 氏名 印

利用者住所 氏名 印

利用者は、身体状況により記名が困難な為、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その記名を代筆しました。

記名代筆者住所 氏名 印
続柄（ ）

この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 号に基づく、県の指定基準の規定に則り、利用申込者又はその家族への重要事項説明の為に作成したものです。

改定	2012年	4月	1日	2018年	6月	20日
	2013年	5月	1日	2019年	4月	1日
	2013年	12月	1日	2019年	12月	1日
	2014年	5月	1日	2020年	8月	1日
	2014年	7月	24日	2021年	4月	1日
	2015年	5月	1日	2022年	4月	1日
	2016年	4月	1日	2022年	8月	1日
	2017年	4月	1日	2024年	4月	1日
	2017年	9月	1日			
	2018年	4月	1日			